No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 <u>(下線は、市町村からの意見とその対応等)</u>	検討の方向 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
1	地域づくり	<ul><li>① 市町村合併により拡大した行政区域に対応した地域づくりのあり方について、新たな視点が必要</li><li>② 市町村総合補助金等に頼らない自律的な市町村の地域づくりが必要</li><li>③ 宝くじ収益金を財源とした助成事業は、毎年度平準化した助成実績となっていることから、簡素な配分ルールとする必要</li></ul>	⇒ 国・県の立場は薄まっても良い。住民に身近なことは市町村 で全て解決できることが理想で、県は広域的な業務や市町村の	A 市町村の区域内分権の推進に向けて、県と市町村が共同で研究 A 市町村の行財政基盤の状況を見ながら、市町村総合補助金等により支援 D 宝くじ収益金による助成事業の見直しについての国等への提言
2	特定地域の振興	<ul> <li>① 特定地域の振興は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、課題等が広範化・複雑化していることから、過疎・山村等の法令ごとではなく、地域の実情を踏まえて一体的に対応する必要</li> <li>② 特定地域の振興のための財源は、より自由度の高いものに見直していく必要(国庫補助金:過疎地域集落等整備事業、地域間交流施設整備事業、豪雪地帯対策特別事業等)</li> <li>③ 計画等の策定に係る協議・同意の事務は、縮小・廃止し、事務量の軽減を図る必要</li> </ul>	特になし	<ul> <li>A 都道府県・市町村への権限の移譲(過疎、山村法等の整理・統合を含む)</li> <li>D 特例措置の維持・拡大及び現行国庫補助金の自由度の高い財源化に向けた国への提言・要望</li> <li>D 協議等の手続きの簡素化に向けた国への要望</li> </ul>
3	地域交通	公共交通は地域の実情に応じて、一義的には市町村がその維持確保に努めるべきであるが、交通の特性として広域的観点から県の果す役割も多い。しかし、運輸行政は各県ごとに運輸支局を配置し国が直接行っており、市町村への周知徹底や助言等が行き届いていないのが実情(現在、県の法律上の位置付けが希薄)。	<ul> <li>・ 今はバス事業者との調整は市町村が大部分を担うようになっているが、バス事業者は市町村の区域を超えて広域的に事業活動をしていることから、バス事業者との調整は、県が担うべきではないのか。</li> <li>⇒ 一義的には市町村であるが、県はバス事業者と接触する機会が多いので、専門性を持って、しっかりと市町村をバックアップしていきたい。</li> <li>・ 県の大規模施設の統合・移転(例:県立病院、高校再編、空港ターミナル)への対応など広域的利用が見込まれる県施設へのアクセスについては県としても応分の役割を分担するべきである。</li> <li>⇒ 県施設への交通アクセスについては、一義的に県施設を管理している県所管部局が検討すべきと考える。その上で、地域の交通体系との整合を図る必要があることから、県施設所管部局、地域交通について一義的に責任を負うべき市町村と交通事業者との協議を注視しながら、必要に応じて、県交通担当部局としても、地域の実情に応じた交通システムが整備されるよう支援していく。</li> </ul>	A 市町村は地域公共交通会議を設立し、住民等を交えながら地域の需要に応じた公共交通を検討・構築する。 A 県は、市町村に対して地域公共交通会議の設立を促し、地域の需要に応じた公共交通の構築を支援していく。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等 (下線は、市町村からの意見とその対応等)	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
	地域交通)		・ 1の市町村の区域を超えた広域的な移動のための公共交通については県としても応分の役割を分担するべきである。  ⇒ 複数市町村の区域にまたがる公共交通であっても、どのような公共交通の整備が必要かとうことについては一義的に市町村で検討すべきことと考えるが、県としても、広域的幹線的なバス路線、第三セクター鉄道に対し、運行費補助等の支援を行うなど応分の役割を分担している。  ・ 公共交通は、バスだけではない。県としてIGRの物流輸送における運輸政策の強化(路線使用料の見直し等)の要望・提言を国へ行うべきである。  ⇒ JR貨物の走行に伴う適正な経費負担について、本県独自に提言・要望活動を実施しているほか、並行在来線関係12道県による合同要請、整備新幹線関係18都道府県期成同盟会中央要請を実施している。今後も引き続き国に対して線路使用料の見直し等を要望している。  ・ 公共交通には、タクシーも入るのではないか。県立病院再編に関わる問題として、タクシー事業者が市町村を越えた営業ができないようになっており、県として広域的な調整を行うなどの役割を果たしていくべき。  ⇒ 県には楢原はないが、地域の課題として対応したい。 ・ 補助対象外のバス路線の維持について、関係市町村の考え方が異なり当事者同士での調整が困難な場合は、県による調整が必要。  ⇒ 県としても地域交通サポートセンターを立ち上げ、必要な助言等を行っているが、基本的には双方で合意できるような方策を見つける努力が大事。  ・ 地域交通は、県としての全体の理念が見えにくいことから、明確に打ち出すべき。  ⇒ 県民の必要最低限の社会基盤として公共交通を維持していく責務は県ということがベース。その上で地域の実情に応じた解決策を打ち出していくもの。	

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 <u>(下線は、市町村からの意見とその対応等)</u>	検討の方向 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
4	市町村行財政運営への助言等	<ul> <li>① 市町村(特に小規模町村)において自律的な行財政運営のための組織能力が不足している。</li> <li>② 市町村の行財政運営に係るチェック・監視機能(ノウハウ等)が不足している。</li> <li>③ 市町村優先の行政システムを構築するため、当面は市町村の体制強化を目的とした国・県の助言等が必要となるが、市町村の自律的な行財政運営を妨げないよう注意する必要がある。</li> </ul>	・ 平成20年度決算から新地方公会計制度の基準による財務諸表の作成が求められているが、人的体制と経費面で厳しい対応が予想されるため国・県の適切な支援が必要である。  ⇒ 県としては、各市町村(一部事務組合・土地開発公社・三セクを含む)に対する説明会の開催や県の作成ノウハウの提供などを通じ、期限内における新たな公会計の整備が円滑に進められるよう支援していきたい。  ・ 市町村の自己責任による自律的な行財政運営は当然ではあるが、合併を前提とした解決策又は支援策は、合併を強制するものとして受け取られかねないことから、県による非合併市町村の支援も必要ではないのか。  ⇒ これからの市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、行政サービスをきめ細かく総合的に提供する役割を担っていくべきであるが、そのためには市町村合併による行財政基盤の強化が必要と考えているところ。合併新法の期限まで残り2年余りとなった今、ラストチャンスととらえて市町村で真剣に議論を行っていただきたいと考えており、県としてもそのための支援を行っていきたい。	A 合併の推進(専門的人材の配置等)等による組織能力の向上 A 地方財政健全化法や公会計改革等への適切な対応 A 分かりやすい情報公開の徹底、市町村行財政に係る住民の意識 啓発 A 付属組織の充実等による議会や監査委員の機能向上 A 上記4つを推進するための県の組織能力の向上(市町村の自律 的な行財政運営が実現するまでの間) D 市町村に対する国・県の関与を縮小・廃止し、市町村の自立を 推進するための必要な制度改正を国に要望
5	市町村の廃置 分合並びに境 界、名称及び地 域の変更	市町村内の区域変更等の届出・告示の業務は15市町村へ権限移 譲済みだが、20市町村への移譲が行われていない。	特になし	A 市町村の区域変更に関する事務ついて、県及び市町村を通じた 事務の効率化の観点から、(県への届出事務を廃止し、自ら告示 する。)全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。
6	市町村の国立 大学法人等へ の寄付金支出	【事務事業の必要性の観点からの問題点】 ① 地方財政再建促進特別措置法の規定により実施する事務であり、国と地方との間の財政秩序の維持のため事務であるが、市町村の主体的な判断に委ねて差し支えないものと考えられる。(最近では、平成17年度に2件、平成18年度に1件の実績) 【地方分権の観点からの問題点】 ② 総務大臣協議には概ね2~3ヶ月程度の時間を要し、また、各市町村における協議書作成等に要する負担は大きいものがある。	特になし	D 法定事項であることから、国への制度改正要望を行う。
7	予算・決算・条 例制定改廃の 報告	① 県が市町村の(国が県の)行財政運営状況を把握し必要な助言を行うための制度であるが、普通地方公共団体において徹底した情報開示が行われているという前提と、電子化が浸透した現在の行政環境においては、既開示情報について主に紙媒体で報告を求める現行制度は、普通地方公共団体の行財政運営の自主性と効率性の両面から問題がある。 ② また、市町村の予算・決算状況については、例年の総務省調査により必要な情報が得られている。	特になし	D 法定事項であることから、国への制度改正要望を行う。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。
- 3 -

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 <u>(下線は、市町村からの意見とその対応等)</u>	検討の方向 A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
8	特定非営利活 動法人の認証 事務等	した市町村にのみ事務所を置く場合には同市町村に、それ以外	<ul> <li>● 多くのNPO法人の活動は、主たる事務所のある市町村を超えてネットワークを構築し行われており、NPO法人の認証事務を主たる事務所のある市町村で行うという決め方でよいのか、疑問がある。</li> <li>⇒ 特定非営利活動促進法では事務所所在地と活動の場所の合致は求めておらず、行政サービスの利便性向上の観点から、同法に定める各種届出等、法人の管理的業務は、その事務所において行うのが適当。なお、本県では、法施行当初から地方振興局で処理を行っている。</li> <li>・ NPO法人認証事務の目的は、単に認証することだけではなく、その活動を支援し、協働による地域づくりを進めることであり、県としても、「指定管理者」と「業務の外部委託」を積極的に推進し、協働社会の実現に向けた大きな役割を分担しなければならない。(県、特に振興局が手を引くのは時期尚早である。)</li> <li>⇒ 現在、策定を進めている「新しい地域経営の計画」において、県民、企業、NPO、行政など地域社会を構成する全ての主体の総力を結集するなどして地域の価値を高めていく「地域経営」の考え方を掲げている。また、当該計画の政策項目「多様な市民活動を牽引するさまざまな人材の育成と活用」では、県民のNPO・ボランティア活動の促進に向けて、一層の環境整備などに取り組むこととしている。</li> </ul>	A 同一の市町村の区域内のみに事務所を設置する法人の設立認証 事務については、行政サービスの利便性向上の観点から、全ての 市町村に対し権限移譲を進めていく。
9	国際交流及び 国際協力	① 地域の国際交流団体の活動が一層活発化されること。 ② 特に県央以外の地域の国際交流・協力活動の活発化が課題。	特になし	A 県は、県国際交流協会への支援を通じて、地域の国際交流民間 団体の活性化を図るとともに、県国際交流協会の自立的な運営が 可能となるよう体制の構築を促していく。
10	一般旅券の発給	<ul><li>① 権限移譲した市町村の住民は市町村で、それ以外の住民は県の窓口で申請することとなり、住民にとって分かりにくい状況となっている。</li><li>② 権限移譲しない市町村住民のために県の旅券窓口を残しており、事務効率が悪化している。</li></ul>		A 一般旅券の申請受理及び交付に関する事務については、住民の 利便性が向上する業務であることから、全ての市町村に対し権限 移譲を進めていく。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 <u>(下線は、市町村からの意見とその対応等)</u>	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
(10)	(一般旅券の 発給)		・ 機器を更新する場合も県で対応するよう事務処理交付金制度 を見直して欲しい。 ⇒ 機器更新についても事務処理交付金制度の対象とする方向 で検討したい。	D 本来、旅券事務は国の法定受託事務であり、今後、国に対して 権限移譲した場合の機器設置に要する経費の負担について、要望 していく。
11	文化振興	文化振興に関して、国、県、市町村等がそれぞれ、どの程度、どのような形で文化芸術の振興に関与するのか明確でない。	特になし	AB 望ましい姿を目指すうえで、県民の意見を反映した県条例や 基本方針を策定するとともに、県民が文化の主たる担い手である 考え方のもとに、県の役割、関与のあり方の原則的考え方を明ら かにする。
12	地域情報化	<ul> <li>① 多くの中山間地域を有する本県においては、ブロードバンドなど情報通信基盤の整備が遅れている。また、その県民利用も全国と比較し低位にある。</li> <li>② 地上デジタル放送への完全移行(2001年)に向けて、難視聴地域が生じないようにする必要がある。</li> <li>③ ブロードバンド整備に向けた国の支援制度(交付金)は、規模の拡大や自由度を高めるなど、市町村が取り組みやすい条件の整備が必要である。</li> </ul>	でいるが、山間部等条件不利地域においては、県が主体的に整備に関わるべきである。  ⇒ 民間主導の整備が期待できない条件不利地域においては、過疎債・辺地債を含む国の財政支援などを活用しながら、市町村が主体で整備を進めていくことが基本と考える。なお、県は、市町村が行う基盤整備の取組みに対し、「市町村情報化サポートセンター」を中心とした支援を行っている。  ・ 内容の中③でブロードバンド整備に向けた国の支援制度とあるが、検討の方向では地上デジタル放送しか記載されていな	A 民間主導の情報通信基盤の整備が期待できない中山間地域などの条件不利地域においては、市町村が、国の財政支援なども導入しながら、その整備を進めていく。なお、その際は、最新の技術動向に留意しながら整備を行う必要。  A 県は、市町村の情報通信基盤の整備に向けた取組みに対し、その実情に応じた人的・財政的支援を行っていく。同時に、民間主導の情報通信基盤の整備が促進されるよう、県、市町村、通信事業者等が連携し、県民の情報通信の利用拡大に向けた取組みを行っていく。  D 国策として進められた地上デジタル放送については、地域への支援策を充実するよう国に対し求めていく。  D ブロードバンド環境の整備に向けた国の支援制度については、一般財源化を含む制度の見直しなどを国に対し要望していく。
13	産業保安事務	岩手県内4市で権限移譲が一部実施済みであるが、その他の市町村においては広域振興局・地方振興局(盛岡、大船渡、宮古、二戸)が担当しており、権限移譲の方向が見出せていない。	・ 産業保安事務については、各種規制や災害防止が主となり危険物や建築物等に関する専門職員を配置することとなるため、一律に全ての市町村への移譲を進めるのではなく、市町村の実情を考慮し、また市町村の意向を尊重しながら進めて欲しい。  → 市町村の実情や意向を考慮しながら移譲を進めていきたい。また、専門性への対応については県として引き続き支援していく。	A 産業保安事務のうち、その規制の効果が同一の市町村で完結するものについては、行政サービスの利便性向上の観点から、全ての市町村に対し権限移譲を進めていく。また、危険物規制や火災予防のなどの消防事務と関連があることから消防部門での実施を基本に進める。 (そのため、消防本部を対象とした権限移譲の説明会開催などに取り組んでいく。)

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 <u>(下線は、市町村からの意見とその対応等)</u>	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
14	その他		・ これからの県の役割としては、より専門性を高め、市町村を 支援していくことが必要であり、そのため、県は、蓄積された ノウハウなどを組織として維持していく仕組みを検討してほ しい。	
			・これからは、市町村も専門的な仕事をしていくことになるが、 これらの市町村の専門的な仕事に対し、県として広域的な視点 で調整等をしていくことが求められる。	
			<ul><li>・ 権限移譲の考え方として、住民の利便性が低下しないよう、 弾力的な対応を行う旨明記してほしい。</li><li>⇒ 事務の内容により判断することとなるが、規制や均一のサー ビスを行っていくものは難しいと考える。</li></ul>	
			<ul><li>・ 年間の件数が少なく専門性が高いのであれば、移譲の必要性に疑問を感じる。</li><li>⇒ 市町村優先の行政システムと効率性のバランスは難しい問題であり、全庁的な検討課題としたい。</li></ul>	
			・ 国の制度を全面否定するのではなく、現場の市町村や県とキャッチボールしながら見直していくことが重要である。	
			<ul><li>県職員は、これまで、何かあると国のほうにつくことが多いので改めていくべき。</li></ul>	
			・ 市町村への権限の移譲が単なる窓口とならないよう、住民 からの問合せなどに的確に対応できる中身としていくべき。	
			<ul><li>・ 市町村間の広域的な調整について、分野ごとに具体的にどのような考えの下に行っていくのか、それぞれの検討部会で議論していくことが必要。</li><li>⇒ 全庁的な課題として、親会議へつないでいく。</li></ul>	
			<ul> <li>単に権限移譲を進めるだけではなく、県と市町村が連携して取り組んでいくことなどにより地域に新たな価値を生み出す仕組みを作っていくようなことも検討すべき。</li> <li>⇒ 全庁的な課題として、親会議へつないでいく。</li> </ul>	

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内 容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、
	公害防止	<ul> <li>工場や事業場などから排出される汚水やばい煙、粉じんなどの規制に関する届出の受理、計画変更・改善等の命令、報告徴収、立入検査等</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定と指定された地域における規制基準の設定及び告示</li> <li>一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul> <li>事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> <li>大気汚染等の公害対策は、市町村単位ではなく、広域的に対応する必要があるのではないか。</li> <li>公害対策のように広域的に対応すべきものは、関係する近隣市町村全でが移譲を受けないと対応が不十分になることから、県の「広域事務」の役割に照らし、県が行うべきではないか。</li> <li>産業廃棄物の事務で行われているように、立入検査等の一部事務について、市町村でも行えるように一部権限移譲を行い、当面は県と市の連携を強化するような体制をとるのが良いと思われる。</li> <li>典型7公害といわれているものの中には、広域的な問題を持つものが多く、専門的な知識等を有する職員の配置が必要であるが、県から2年間専門職員を派遣されたとしても、専門的知識と技術の蓄積・維持は非常に困難であることから、当該事務は引き続き県が担うことが望ましい。</li> <li>大気・水質等については、より専門的知識と技術を有することのほか、その影響が複数の自治体に及ぶことも有りうることから、影響範囲内を統括する何らかの県の関与が必要なものと思われる。</li> <li>環境分野については、複数の自治体に影響が及ぶものがあるので、権限移譲の際には慎重に取り扱われるべきである。</li> </ul>	A 公害発生防止の規制及び監視事務については、事務が効果的に行われるとともに、住民からの環境保全要望に対して、市町村による主体的な対応がなされることから、市町村が担うことが望ましい。なお、当分の間、専門技術者の人材確保、知識技術の的確な伝達・定着を考慮し、市又はこれと同等規模の自治体が担っていくことが望ましい。ただし、事務を行うには、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要であり、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難な状況にある。  A 公害防止の規制及び監視などの地域完結型の事務は、地域に密着した事務であり、地域の実情を把握し住民から環境保全要望に対して主体的かつ迅速に対応できる市町村が担うのが望ましい。ただし、その実施に当たっては、複数の化学系職員を配置し、専門的知識や技術を蓄積・継承する必要があることから、人口が概ね10万人以上(現在の振興局や総合支局が管轄する管内人口規模)の自治体に、順次、権限移譲を進めることとする。  なお、人口規模が10万人未満であっても、同様の体制を構築できる自治体に対しては権限を移譲することとする。
2	化学物質対策	<ul> <li>地球温暖化やオゾン層破壊の原因になるフロン回収業者の登録、 届出受理等</li> <li>人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質に係る事業者からの排出量、移動量の届出受理、審査、公表等</li> <li>一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。</li> </ul>	<ul> <li>事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> <li>専門的な知識や技術が必要な事務であることから、引き続き岩手県が担うことが望ましいと考える。</li> <li>専門的な知識が必要であることから、現在の市町村の職員体制では難しい。特に人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質に係る事業者からの排出量、移動量の届出受理、審査、公表等については、県が行うことにより、住民等が情報を得たい場合に一つの窓口で済ませることができる。</li> </ul>	

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、
3	土地利用	<ul> <li>・ 国土利用計画、土地利用計画の策定</li> <li>・ 一定面積以上の取引を行った場合の届出及び利用目的審査</li> <li>・ 遊休土地の利用促進</li> <li>○ 土地利用基本計画の改定は、自治事務であるにもかかわらず、国の地方支分局との事前調整や協議が必要。</li> <li>○ 市町村と県との書類のやりとりに時間を要する。</li> </ul>	特になし	A 住民を対象とした届出事務については、住民に身近であり、かつ、土地の 現状等を把握している市町村が担うことが望ましい。 D 土地利用基本計画の改定について、自治事務であるにもかかわらず、国の 地方支分局との事前調整や国土交通省との事前協議及び同意が必須となって おり、柔軟かつ迅速な運用が困難となっていることから、廃止すべきであ る。
4	食の安全・ 安心	<ul> <li>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事務</li> <li>事業者をその事業店舗等の展開地域によって「広域」「県域」に分類し、国と県で役割分担している。</li> <li>県域事業者が製造した食品であっても、広域流通していること、県は組織体制が不十分であること及び検査機関を有していない等の問題がある。</li> </ul>	特になし	D JAS 法に基づく飲食料品の品質表示の点検及び事業者に対する指導・指示・事業社名等の公表・命令について、消費者の求める食品の安全安心を確実に担保する必要があり、県域事業者が製造した食品であっても、県内にとどまらず広域流通していることから、国において一括対応すべきである。
5	物価対策	<ul> <li>・物資の買占め及び売り惜しみが行われる恐れがある場合、価格が 異常に高騰し又は高騰する恐れがある場合の調査、指示、命令等</li> <li>○ 県内にのみ事業所等を有する事業者及び県内に店舗等を有する小 売業者に係る事務を行っている。</li> </ul>	<ul> <li>         ◆物価対策は、地域間における均衡はもとより、広く国民生活安定の観点から行われるべきことであるので、「地域の実情に精通している」ことだけを根拠に、その事務の全てを市町村へ移譲することは不適当であり、現行のまま執り行われるべきものと考える。</li> <li>         小規模の市町村には物価や価格高騰に影響を及ぼすような買占め、売り惜しみが出来る事業所、店舗はほとんどないことから、各市町村の対応ではなく、県、国レベルで対応すべきものではないか。</li> <li>         物価対策においては、県平均値及び国平均値との比較が必要となることから、県で行うべきである。</li> </ul>	A 緊急時に国が法に基づき指定した物資に係る、価格調査、指示及び命令等については、小売業者が適正に価格表示しているかどうか等を速やかに把握し、是正を求める事務であり、地域の実情に精通していることで、迅速な対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。なお、緊急時の物価対策として、指定された物資の県平均価格等が必要な場合には、市町村の報告を受け、県が集計するものである。
6	水道	・ 水道施設の計画的な整備及び清潔保持等のための計画策定、確認等  ○ 一部希望する市町村にのみ権限を移譲している。	● 事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。	A 専用水道に関する確認及び簡易専用水道に関する命令等の事務については、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた対応が期待できることから、市町村が担うことが望ましい。 ただし、事務を行うには、専門的知識・技術を有する職員の配置が必要であり、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難な状況にある。
7	廃棄物	<ul> <li>廃棄物処理計画策定</li> <li>一般廃棄物処理施設の許可・指導監督</li> <li>産業廃棄物処理業・施設の許可、指導監督</li> <li>産業廃棄物処理等については、市町村の区域を越えて運搬処理されることから、排出・運搬・処理の一連の活動を県が規制・監督しているが、周辺(市町村)の環境への影響も考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul> <li>事務処理に当たって、専門的知識や技術が必要な分野であるが、現在のポイント制度による2年間の職員派遣では、ノウハウの蓄積は困難である。</li> <li>職員の配置・育成策の見通しを明確にしないまま移譲を進めると、住民が被るリスクが高まることが考えられる。</li> <li>産業廃棄物処理施設の立入検査について、市町村では判断できないような場合には、県も対応できるようにする必要がある。</li> <li>産業廃棄物処理業・施設の許可については、廃棄物処理業が広域にわたることが主であるため、県が適任と思われる。</li> <li>廃棄物の不法投棄場所は、市町村境が多いので、そういう場合には、市町村同士の調整が必要になる。</li> </ul>	A 産業廃棄物処理施設の監視事務については、産業廃棄物処理施設が設置される市町村にも、施設や業者への報告徴収、立入調査権限を付与し、当面、県と共同で事務処理を行うことが望ましい。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点 内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
8	<ul> <li>浄化槽の設置届出の受理</li> <li>保守点検業者の登録</li> <li>水質検査機関の指定</li> <li>浄化槽の設置及び保守点検等について、設置届出受理を見市に移譲済)が、建築確認を特定行政庁(建築主事)が行ってにより、業務の流れが頻雑になっている。</li> <li>保守点検業者の登録を県が、清掃業者の許可を市町村がることにより、関係業者への一貫した指導が困難な状況にある。</li> </ul>	かること すってい	A 浄化槽の設置届出の受理の事務については、住民に身近な事務であることから、市町村が担うことが望ましい
9	<ul><li>採石、砂利採取</li><li>・ 砂利等の採取場の登録、認可、監督等</li><li>○ 認可、監督については、一部希望する市にのみ権限を移っる。</li></ul>	<ul> <li>● 採取場は、市町村単位では数が限られており、また公共事業の関係で今後減少していくことが想定されることから、事務を集中し、広域的に対応した方が効率的な場合があるのではないか。</li> <li>● 処理件数が少数であるため、専門的な知識の習得・継承の点で課題がある。</li> <li>○ 市町村への移譲を進めること自体には賛同するものであるが、本事例の場合、砕石、砂利採取に伴い水質汚濁や粉塵等の災害が発生した際には、複数の市町村に影響が及ぶケースも想定されることから、県による広域的な対応に関する検討も必要と考える。</li> </ul>	A 砂利等の採取場の認可及び保守点検等の事務については、地域内で完結 する事務であることから、一定の条件を満たす市町村が担うことが望ましいが、採取場の数が少なく、事務が非効率になる場合には、従前どおり県が担 うこととする。 また、登録事務については、広域的な事務として県が行うこととする。 ※ 一定の条件:地形の現況図や計画図等の判読ができる職員の配置 ※ 採石法に関しては、森林法の林地開発許可とのセット移譲が望ましい。
10	<ul> <li>鳥獣の捕獲許可、措置命令</li> <li>・ 鳥獣の飼養登録、措置命令</li> <li>・ 販売禁止鳥獣等の販売の許可</li> <li>・ 立入検査</li> <li>・ 狩猟免許</li> <li>○ 一般的に加害鳥獣となる 20 種の有害鳥獣の捕獲許可は、市町村に移譲済み</li> <li>○ 学術研究の目的等による鳥獣の捕獲は、振興局が許可(複局にわたる場合は本庁が許可)</li> <li>○ 鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可は、事例がで、市町村への移譲は不適当</li> </ul>	大への移譲は不適当 数の振興	A 全県を対象とする計画策定や複数市町村間の調整事務を除き、住民に身近な市町村が担うことが望ましい。  A 全県的な個体数管理等が必要な鳥獣以外の鳥獣に関する捕獲許可については、住民に身近な市町村が担うことが望ましい。 なお、全県を対象とする計画策定や複数市町村間の調整及び狩猟免許に関する事務については、従来どおり県が行うこととする。  ※ 個体数管理が必要な鳥獣 カモシカ、ツキノワグマ(人身被害等緊急時の捕獲は移譲対象) ※ 個体数管理が不要な鳥獣 スズメ、ムクドリ、キツネ、タヌキなど
11	<ul><li>自然公園</li><li>・ 国定公園内の行為に関する許可及び届出の受理、報告の行入検査等</li><li>○ 国定公園内の行為に関する届出の受理等について、希望村に権限を移譲している。</li></ul>	るが、市町村が担うこととした場合、対応にばらつきが出る	A 国定公園内の行為の許可及び届出の受理については、申請者の利便性が向上するとともに、迅速な対応が可能になることから、市町村が担うことが望ましい。 なお、当該事務については、基準が明確なものが多いことから、市町村が逡巡するケースは少ないと思われる。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
12	環境学習	環境学習、環境保全活動の活発化を推進するための普及啓発等を実施     国は全国または東北ブロック単位、県は全県的、市町村は地域単位に環境学習を展開している。     国、県の両方において、環境学習の指導者育成や情報提供を実施している。	特になし	D 環境学習の推進について、国、県の両方において、指導者育成や情報提供を実施していることから、業務内容の整理が必要である。
13	県民生活安全	犯罪のない安全安心なまちづくりに関する県民運動の展開による 普及啓発・市町村との連携による地域の自主的な活動の促進     犯罪被害者等の支援     市町村では、地域安全活動に取り組んでいるが、地域の取組状況に は温度差があること、凶悪な犯罪や新たな犯罪が増加していること から、条例を制定し、全県をあげて取り組んでいる。	特になし	A 現行の役割分担のとおりであるが、市町村や県民、事業者の活動が活発になれば、県の役割は連絡調整的なものとなり、県は、広域性、専門性の観点から市町村を支援するとともに、連携・協力をして県民運動を展開する。
14	交通安全	<ul><li>・ 交通安全計画の策定と推進</li><li>・ 正しい交通ルールを守る県民運動の展開による普及啓発</li><li>○ 交通安全対策基本法に基づき、国、県、市町村が分担し、啓発活動や道路交通環境の整備等を行っている。</li></ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり
15	消費生活	・ 県民生活に関する啓発活動、教育、相談等  ○ 県民生活センター及び広域振興局等において、苦情処理及び相談を受け付けており、一部の市においてのみ同様の事務が実施されている。	特になし	A 消費生活に関する相談事務について、地域住民に身近な市町村が第一次的な窓口となることにより、住民の利便性が向上することから、市町村が消費生活相談窓口を設置し、住民からの相談を受け付けることとする。ただし、市町村における体制整備が必要である。
16	地球温暖化対策	<ul> <li>地球温暖化対策に関する県民運動の展開による普及啓発</li> <li>地域における取組み支援</li> <li>事業者の温室効果ガス排出抑制の取組促進</li> <li>国と地方が一体となって国民(県民・市町村民)運動を展開していく体制がとられていない。</li> </ul>	特になし	A 国、県、市町村が適切に役割分担するとともに、連携を強化していく必要がある。
17	エネルギー確保 対策	<ul><li>・ 本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入推進</li><li>・ 県民、事業者への普及啓発</li><li>○ 国、県、市町村が各々推進方策を講じている。</li></ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおりであるが、新エネルギーの導入促進のためには、 国による一層の技術開発や制度的な仕組みづくりが必要と考える。
18	青少年対策	<ul> <li>・ 青少年育成プランの策定と実施</li> <li>・ 青少年活動交流センターを拠点とした普及啓発、相談等</li> <li>・ 市町村の取組支援</li> <li>・ 環境浄化条例に基づく監視、指導</li> <li>○ 国では全国規模に、県では全県的に、市町村では地域に限定した啓発活動を実施</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、
19	男女共同参画	<ul> <li>男女共同参画プランの策定と実施</li> <li>男女共同参画センターを拠点とした普及啓発、相談等</li> <li>市町村計画策定促進と市町村の取組支援</li> <li>男女共同参画推進条例に基づく苦情処理制度の運用</li> <li>国では全国規模に、県では全県的に、市町村では地域に限定した啓発活動を実施</li> </ul>	特になし	A 現行の役割分担のとおり
	その他 (資料1への意 見)		<ul> <li>○ 環境行政について、「化学職」、「薬学職」を強調することは市町村に過大な心理的負担を招き、適切でないと思われる。大学等での専門知識はなくても行政実務を数年経験することによりほぼ同等の知識・技術を習得することは十分に可能であり、市町村が積極的に取り組みたくなる環境づくりに配慮願いたい。</li> <li>○ 公害関連の事務執行は、企業、特にも誘致企業とのデリケートな対応が必要であること、ひとたび事故等が発生した場合には、市民生活に与える影響が大きく、多岐にわたることが予想されることから、詳細にわたる事務引継ぎはもとより、県の立場で知りうる企業に関わる様々な情報の継続した提供をお願いしたい。</li> <li>○ 職員派遣と人事相互交流職員を確保、移譲後の支援・指導についても適切に対応いただきたい。</li> <li>・ 市町村が権限を移譲された場合のメリット・デメリットを具体的に明示しながら進めていくことが必要</li> <li>・ 「権限移譲に伴う新しい人的支援制度」があるが、2年間という派遣期間では、受入市町村での事務のノウハウの蓄積が困難であると思われる。</li> <li>● 専門的知識、技術を要する職員配置の必要性は分かるが、小規模村での配置は難しい。</li> </ul>	A 行政サービスの受け手である住民の視点に立ち、住民に身近で地域内で完結する事務については、市町村が担うことが望ましい。 なお、権限の移譲に当たっては、市町村の規模や職員体制を考慮するとともに、段階的な移譲を進めるなどの方法を検討する。 また、職員派遣や人事交流、移譲後の支援・指導についても、市町村の規模や職員体制を考慮しながら適切に対応していくこととする。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

事務全体に係る意見:① 市町村の規模に大きな差があるので、小さな市町村でも事務の移譲に対応できるよう配慮してほしい。

② 職員が少なくなっている中で、市町村の権限移譲の受け皿としてのあり方を考えていくべきではないか。

#### 【保健医療分野】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
1	地域保健	① 保健所の所管区域等について、市町村合併の進展等を踏まえ、二次医療圏にこだわらない再配置を検討する必要があるほか、事業、職員、設備等について、地方自治体の実情に応じた対応をとりにくいこと。	● 保健所長については、現行通り医師の就任が適当。	<u>県として二次医療圏の見直しなどの方法をとり得ることから、国への</u> 要望とはしない。【国への制度改正要望から除外】
		② 保健所設置市については、政令市、中核市と人口30万人以上の数市に限定されていること。	<ul> <li>○ 人口30万人にこだわることはない。やれるところはやったらいい。例えば、花巻地域と北上地域は同じ二次医療圏であるが、両方合わせても30万人にはならない。しかし、ここは1つの保健所でいい。</li> <li>● 専門職の人材確保や財源がどう担保されるか不透明。</li> <li>● 県保健所の役割、特に医療分野も含めた保健衛生に係る県の機能を残す必要がある。</li> <li>● 災害医療、感染症対策等の広域的対応が必要な部分は、県保健所の機能強化が必要。</li> <li>● 専門性を有する業務は県が行うべき。</li> </ul>	置市についての法令改正及び基本指針見直しを行うこと。 【国への制度改正要望に掲載】  A 県において市町村合併の進展を踏まえた二次医療圏の見直し、中核市
2	社会福祉·衛 生統計	厚生統計調査(国委託事務)のうち、特定の統計調査については、国の直接事務に引き上げることが可能。	○ 国に引き上げ、民間でやるというのがいい。	D 国が全国一律に実施している統計調査は、原則、国で一元化して実施 (可能なものについて調査の民間開放を促進) 【国への制度改正要望に掲載】
3	健康増進	特定給食施設の指導や国民健康・栄養調査については、県が担 うべき広域性や企画調整事務に該当しない業務であり、見直しが 必要。	● 食品衛生については県が行っていることから、特定給食施設の 指導や国民健康・栄養調査については、県が引き続き担うべき。 ● 特定給食施設への指導は、医療監視の立場にある保健所が統括 実施すべき。	A 特定給食施設に対する指導検査や国民健康・栄養調査について、市町村への権限移譲を推進。【既に移譲対象事務】 なお、特定給食施設指導は栄養指導員(資格要件あり)を任命する必要がある。
4	難病対策	障害者対策と対象者や施策が重複する部分がある難病対策については、一部を市町村において実施することにより、患者の利便性向上や福祉サービスと連動したきめ細かな支援が可能となる。	<ul> <li>○ 特定疾患医療費受給者証の交付申請は、住民票等を取得した後、誤って市町村保健センターの窓口に申請される例が多い。</li> <li>○ また、市町村においては、介護保険に該当しない難病の方のホームへルプ対象者が把握できず苦慮している。</li> <li>● 相談支援の専門職確保については、市町村では限界がある。県のバックアップが必要。</li> <li>○ 受給者証の交付申請受付により対象者の把握ができ、福祉サービスの利用相談等が可能となることから、市町村で行うことが望ましい。</li> <li>● 特定疾患医療の窓口については、県で実施したほうが、申請行為のみならず療養支援も一体で行われ、利用者の便益にかなう。一方で、市町村に特定疾患医療の窓口を設置したほうが、対象者の把握の観点から、サービス提供の体制構築には有利に働くと思われるが、専門性や相談支援、療養支援については、市町村では十分な支援をすることが困難であり、それが課題。</li> </ul>	援の総合的な実施の面から、市町村が実施することが望ましいこと。 (医学的判断や専門知識を要する判定、療養支援等は県が実施)

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  ( A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望	
5	動物愛護管 理	犬の捕獲、犬・ねこの引取り及び適正飼養に係る指導等については、県の振興局(保健所)が実施しているが、所管区域が広域で迅速な対応が困難。	<ul> <li>○ 犬・ねこの引取り等は移譲していいと思うが、抑留施設が課題。</li> <li>● 現在ある収容・保管施設をどうするのか具体案を示すべき。</li> <li>○ 施設等の譲渡又は貸与も可能。</li> <li>● 犬の捕獲、引取り等については、収容・保管施設の問題、獣医師の確保等を全市町村で実施することとなれば各市町村の経費負担増となり、非効率。これまでどおり、県で実施すべき。各市町村は、これまでどおり協力することでよいのではないか。</li> </ul>	A 犬の捕獲、犬・ねこの引取り及び適正飼養に係る指導等の事務は、住民生活に密着した事務であり、迅速な処理のためにも市町村が担うことが適切。 しかし、獣医師等の専門職の確保、収容・保管するための施設整備が必要であり、実施体制上の問題が大きい。 【実施体制の課題が大きく、検討事項から削除】	
6	薬務	① 毒物劇物製造業のうち、製剤製造業・輸入業以外の業務については、登録が国、指導取締りが県と一貫した取扱いでないこと。		D 毒物・劇物製造業のうち、国が行っている製剤製造業・輸入業以外の登録業務を都道府県に移管する。 <u>【国への制度改正要望に掲載】</u>	
		② 毒物劇物販売者については、地域に多数登録されており、市町村実施が効果的・効率的。	<ul><li>新規登録は、極めて少ない。従って、毒物劇物販売者の登録は、 引き続き県が担当すべき。</li><li>特定の有資格者を必要とする業務は、市町村での実施は困難で はないか。</li></ul>	A 毒物劇物販売者の登録は、申請者の利便性向上等のため市町村実施が 望ましいが、毒物劇物監視員(薬剤師等)の配置等の体制整備が必要で あり、実施体制上の課題が大きい。 【実施体制の課題が大きく、検討事項から削除】	
7	精神保健	障害者自立支援法では、自立支援医療については県事務とされているが、障害者施策等における支援の主体は市町村に移行しており、事務的な精神通院医療受給者証の発行事務については市町村が行うことが望ましい。	<ul> <li>○ 既に市町村事務となっている部分も多く、通院医療費に関しては移していい。</li> <li>○ 他の障害者施策と同様、身近な市町村が担当すべき。</li> <li>○ 県の技術的支援、専門性の高い面の支援等を例示してはどうか。</li> <li>○ 現在、申請、記載事項変更等の受付、進達、交付事務を行っているが、これに加えて受給者証の発行は身近な市町村で行うことが有効。その際には人員の配置や受給者証の発行・管理システムの開発が必要(県とのデータの共有を含む)であり、開発費等の事務費を要する。</li> <li>● 事務的に処理できる受給者証の申請等受付や交付については、市で実施し、診断内容の判定や医療機関の適格性、診療請求内容の審査等、専門性の高い事務については、現行どおり県事務として処理した方が効率的。</li> <li>● 精神保健事業については、1人ひとり状況が異なり支援の方法も異なることから専門的な知識と豊富な経験が不可欠で、支援するためには県内の施設・病院・警察関係等各関係機関との連絡調整も必要であり、円滑に事業を実施するためには専門的な知識と熟練した技術を有する県の全面的な支援が必要。</li> </ul>	A 自立支援医療給付事務には、申請等受付、受給者証交付、記載事項変更処理、診断内容の適合性判定、指定医療機関の適格性、診療請求内容の審査等がある。このうち、医学的判断を要しない申請等受付、受給者証の交付については市町村が行うこととし、県は診断書の判定等の専門性の高い面を担うことが適当である。【移譲項目に追加】  D 自立支援医療に係る受給者証の申請受付及び交付以外の事務は全て県事務とされている(国自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱)。 医学的判定については、従来どおり県精神保健センターが行うこととし、それ以外の受給者証の発行や諸変更手続きを身近な市町村が行えるように要綱改正を要望する。【国への制度改正要望に掲載】	
8	未 熟 児 養 育 医療ほか	低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療等については、 保健所において実施しており、保健所が未熟児の家庭訪問を行う 場合には、市町村の新生児訪問・乳幼児の保健指導は必要ないが、 実際には市町村は未熟児も含め全ての児を対象として保健指導 を行っている。	<ul><li>○ 市町村では新生児訪問を行っており、未熟児養育医療など移譲を受けられる部分はある。</li><li>○ 市町村による未熟児訪問は、産後うつ対策、乳幼児健診、虐待予防の観点からも望ましい。</li></ul>	AB 未熟児は、健康管理上高度な専門性を要し、家庭訪問は体重、症状、家庭環境等を考慮して必要により実施されることから、市町村が未熟児の家庭訪問を行うことにより一貫した母子保健サービスを提供でき、保護者にとっても効率的かつ混乱なく指導を受けられる。 県は、市町村が専門性の高い未熟児の保健指導を行えるよう、医療機関と市町村等の広域調整を図り支援体制を整備する。 【既に移譲対象事務】	

	古门政力却に8517の反引力に守め採引の状況【休庭福祉採引即去】			
No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向 A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
9	小 児 慢 性 特 定疾患等	対象患者の認定及び療育指導は県(保健所)が実施主体であるが、日常生活用具給付事業は市町村が実施主体となっており、患者に対するきめ細かな支援が難しい。		A 対象患者の認定とその他の事業の実施主体を同一とし、市町村が担うことが望ましい。なお、専門医の確保、国との協議、より身近な市町村に「知られたくない」という心情への配慮が必要。 中核市以外については、当分の間県が実施することになるが、患者に対するきめ細かな支援に必要な情報を市町村と共有し連携を図るとともに、小児慢性特定疾患に係る専門医の確保等の課題について、引き続き検討していく。【移譲項目から除外】
10	育成医療	障害者自立支援法第 54 条に定められている自立支援医療のうち、育成医療 (18 歳未満を対象) については都道府県、更生医療 (18 歳以上を対象) については市町村が実施主体となっており、対象となる疾患が同じであっても年齢により申請先が異なっている。	○ 更生医療と同様の自立支援医療の一つであり、特に専門的な知 識は要しない等から事務移譲が望ましいが、財政措置(医療費に	A 更生医療のノウハウがあること、新生児訪問、健診等の実施により県より情報が豊富であること、また、住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点から、より住民に身近である市町村で完結することが効果的・効率的である。     ただし、育成医療給付に係る認定・審査は保健所長の医学的判断が必要であることから、医学的判断を要しない申請書の受理及び相談について市町村に移譲し、認定及び審査については引き続き県が行うことが適当である。【移譲項目に追加】
11	医療行政	① 医師の養成・確保については、医科大学の定員や初期臨床研修制度の問題など、県レベルでは対応困難な課題が多い。	<ul><li>○ 医師、看護師の養成確保は国の役割。政策医療の面が強く、県や市町村の事務にはなじみにくい。</li><li>● 国、県、市町村ともに行政主導で医師確保に向けた取組みを進めてほしい。</li></ul>	D 医師不足の解消、地域医療の確保には医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医師数の抑制を続けている国の方針を転換し、抜本的な医師養成・確保対策に取り組むべきである。 【国への緊急提言に掲載】
		② 国への各種免許申請や届出が身近なところでできないケースが多い。	<ul> <li>○ 免許関係が市町村窓口ということは、利便性向上につながる。</li> <li>● 対象者が限定されることから、国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、県が引き続き担うべき。</li> <li>● 免許関係は既に移譲されているが、申請・届出は県を経由することになっているため効率が悪い。</li> </ul>	A 国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、利用者の利便性を考慮すると、県よりも市町村において事務を担う方が望ましい。(特例条例により既に一部市町村で受理しているが、現行法上県を経由する必要があり、事務の効率化までには至っていない。)事務効率化の観点を重視する場合、国への事務返上も考えられる。【既に移譲対象事務】
12	看護行政	保健師、助産師、看護師等の厚生労働大臣免許について、国等 への各種免許申請や届出が身近なところでできないケースが多 い。	<ul> <li>○ 免許関係が市町村窓口ということは、利便性向上につながる。</li> <li>● 対象者が限定されることから、国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、県が引き続き担うべき。</li> <li>● 免許関係は既に移譲されているが、申請・届出は県を経由することになっているため効率が悪い。</li> </ul>	A 国への各種免許申請や届出の受理・進達等については、利用者の利便性を考慮すると、県よりも市町村において事務を担う方が望ましい。(特例条例により既に一部市町村で受理しているが、現行法上県を経由する必要があり、事務の効率化までには至っていない。)事務効率化の観点を重視する場合、国への事務返上も考えられる。【既に移譲対象事務】

【福祉分野】

				LI田Iエグジュ
No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A 役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
13	社会福祉	社会福祉審議会については、法により県及び中核市に必置の審議会とされているとともに、委員構成についても制限がある。	特になし	D 各個別法において、社会福祉審議会における審議を必須としている事務が複数あり、それらとの整合性を図るため必置規制の見直しは行わない。【国への制度改正要望から除外】
14	民生委員委嘱 手続き	民生委員については、法律に基づき市町村の民生委員推薦会の 審議、県の社会福祉審議会の意見聴取を経て、国に推薦し委嘱されているが、社会福祉審議会の意見聴取は形式的なものとなって おり、二重の審査となっていること。	● 地方分権を推進する観点から、大臣委嘱から知事委嘱に制度改正し、県が主導すべきである。	B 委嘱手続は、現行のとおりとし(市町村の民生委員推薦会で民生委員候補者の適格性等を審査し、県に推薦)、県については、市町村から推薦された民生委員候補者を国に進達(社会福祉審議会での審議を省略)、と改めること。【国への緊急提言に掲載】 D 委嘱権限については、各方面から様々な意見があることから、長期的検討が必要。
15	生活保護	スを必要とする生活者は、生活保護を含めたワンストップによる 総合相談支援を求めており、また、生活保護は最後のセーフティネットとして他の福祉制度の活用と一体的に実施する必要がある。	<ul> <li>サービスの総合的な提供という観点からは、市町村がワンストップで実施するのが望ましく、実際に一部事務組合で福祉事務所を設置した例がある。</li> <li>市町村単位での福祉事務所設置、生活保護担当課を配置してはどうか。</li> <li>町村実施が望ましいとしても人材や人件費の観点から厳しい。</li> <li>近隣の市への業務委託は結果的にミニ振興局になりかねない。</li> <li>市委託が望ましい場合もあるが個別に条件等の検討が必要。</li> <li>サービス水準の平準化(市の良い点と県の良い点)のため県による研修実施等の人材育成機能の充実や人事交流を実施すべき。</li> <li>将来は、市が実施機関、県が指導・監査、人材育成と役割分担。</li> <li>生活保護事務については、現在は県が一関市へ事務を委託しており、藤沢町としては一関市との連携の下以前と変わらない事務処理がなされている。</li> <li>他の分野においても、このような処理の出来るものがあるのではないか。</li> <li>方向性はこのとおりでいいが、近隣の市に対する業務委託は、地域性や地理的条件等を考慮の上、場合によっては町村でも実施可能と思われる。</li> <li>町村部の住民及び被保護者の利便性等を考えた場合、町村部における福祉事務所の設置が一番望ましい。そのためには、ノウハウや人的支援等が必要。●町村部に福祉事務所の設置が困難ならば、従来のまま県が町村部の生活保護事務を行うべき。</li> <li>小規模町村の近隣市への業務委託にかかる人材、人件費の財源確保が問題である。</li> <li>発足当初から生活保護法第19条により事務委任の規定が設けられており、生活保護事務の委任は近々の分権や役割分担の問題と絡めて議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題と絡めて議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題と格めて議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題と格めて議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題ととないで議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題ととないで議論の俎上に載せる必要があるのか疑問。(内容欄の問題ととないでは)事時部について近隣市への委託という場合は、今の振興局で管轄している体制とあまり変わりない(より身近な基礎的自治体での対応に反する)。</li> </ul>	ただし、小規模な町村が、福祉事務所を設置し生活保護業務を担うには、 財政面や人材面での課題があることから、近隣の市への業務委託を視野に 入れ、委託財源の確保を図りつつ、一つの方向として検討していく必要が ある。(平成19年度から藤沢町に係る業務を県が一関市に委託実施) 県は、市町村の生活保護施行事務の指導・監査や不服申し立てを所管。 【移譲項目に追加】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  ( A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、 C 県の市町村への関与の是正、D 国への制度改正要望
16	中国帰国者の 援護事務	中国帰国者の生活支援や生活保護世帯(町村)の就労支援等については、自立指導員等と連携して県が行っており、市町村は永住帰国時のみ関与(公営住宅への優先入居等)している状況にある。	● 中国帰国者の生活支援についは、日常的な支援が求められることから、生活保護業務との連動で実施すべき。	A 中国帰国者の生活支援については、居住する地域の中で市町村や支援団体、住民による日常的な支援が求められることから、市町村において「地域生活支援プログラム」に基づく支援や各種福祉資源を活用した総合的な支援を担うことが望ましい。
17	社会福祉法人 指導事務	事務を行うことが望ましい。	<ul> <li>■ 県として、社会福祉法人のあり方と並行し、移譲を含めた指導のあり方を検討すべき。</li> <li>● 研修体制、期間、内容の検討のほか、研修参加のための人員体制、実現についての見通しが課題。</li> <li>● 県に事務がなくなる場合、市町村や法人に対する助言やノウハウの提供が次第に困難になり、検討課題。</li> <li>● 社会福祉法人の設立・解散・定款の変更等に係る申請・届出は、事務所の所在地の都道府県知事経由で行わなければならないもの</li> </ul>	このほか、市町村社会福祉協議会以外の法人については、例えば、人口 10 万人以上の市を先行して移譲を進めることも考えられる。なお、市町村への移管に当たっては、法人の設立から解散等までの一連の事務(権限)を移管できるように関係課間の調整、市町村従事職員の専門性を高めるため研修体制の充実強化を図る必要がある。
			であり、設立・解散の際には都道府県知事が必要な調査をし、意見を付するものとされている。その中にあって法人の指導事務のみを市町村に移譲しようとすることは問題がある。 社会福祉法人が実施する様々な事業の関係で市町村と法人はつながりを持っているが、法人のあり方そのものとなると市町村の段階の問題ではない。  ● 市町村と市町村社会福祉協議会は、地域福祉の向上のために種々の事業を協働により推進している関係にあることから、指導事務は第三者的性格を有する立場の県が引き続き担当すべき。	市町村に対する法人指導事務の移譲については、専門的なノウハウの提供のあり方や移譲事務の範囲の検討などを踏まえ、今後、長期的な視点に立って検討を進める。【移譲項目から除外】   ( なお、左の一番目の市町村意見について、前段の法人の設立等に係る知事経由のくだりは趣旨が不明であり、後段についても法人のあり方までを指導事務として想定しているものではない。
18	介護保険(事業者指定等)	び介護予防サービスについては県が、地域密着型サービスについては市町村等が行っており、身近な市町村で指定事務等を行うことが望ましい。	<ul> <li>全部とはいかなくとも保険者に指定権限を移譲した方がいい。</li> <li>問題のある事業者も少なくなく、それをどのように情報共有するかについては検討が必要だ。</li> <li>介護保険事業者の指定及び指導は、保険者(市町村、広域連合等)が行うことでいい。</li> <li>市町村権限に拡大は可能だが、地域密着型サービスに係る権限行使もスタートしたばかりであり、実態、課題等を検証しながら検討すべき。</li> <li>給付費を払う保険者と受け取る事業者の利害が「対立的」になることも考慮すべき</li> <li>市町村意見の反映などについては、県指定時の市町村同行等により改善の余地がある。</li> <li>介護保険行政については、基本的に権限移譲の方向でいいが、ある程度専門的知識を有する職員の増員が必要であり、行革推進との調製、財源確保が課題。</li> <li>介護保険事業所の指定等は市町村で行うべきものと思うが、介護保険事業所は広域的に展開しているところもあり、情報の収集と共有化の役割を果たすべき機関が必要。</li> <li>広域的調整を必要とするものであり、県が引き続き担うべき地域密着型サービスが市町村の権限となったが、現状において</li> </ul>	を行っている事業者、介護保険施設の指定等の広域調整が必要な課題がある。  老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の届出、認可、立入調査を一体で権限移譲すべきであり、社会福祉法に基づく指導事務が移譲されない

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A 役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
			も、体制等の整備が追いつかない状況にある。さらに、給付等において地域事情を考慮するとの観点から保険者判断というケースも多く、国の方向性が見えにくい中にあって、全国的、全県的な統一したものが必要で、今後ますます県の必要性が求められる。  ● 地域密着サービス施設において、隣接する市町村の考えが一致しないことによる利用者からの不満があるほか、広域施設である特別養護老人ホームや養護老人ホームの介護施設への移行などもあることから、広域的な視野に立った介護保険事業所の指定等は従来どおり振興局単位が望ましい。  ● 介護保険事業者の指定等、報告徴収等、特別養護老人ホーム設置許可及び指導監査等について、市町村が設置している介護保険施設等についてはどのように考えているのか。 これまでのように、市町村直営施設等は県において許認可等の決定及び指導等をすべき。	
19	介護保険(報告徴収等)	介護保険事業者の報告徴収及び質問等については、現在、介護 給付サービス及び介護予防サービスについては県が、地域密着型 サービスについては市町村等が行っており、身近な市町村で実地 指導等を行うことが望ましい。	から、食品監視や栄養指導員による給食指導や行われる例があ	
20	老人福祉(有 料 老 人 ホ ー ム)	老人福祉法上の有料老人ホームについては、市町村の方が利用者の把握、事業者の進出等について情報の入手ができやすい環境にあり、事前の適切なアドバイスが可能であるほか、総合的な福祉サービスの提供等が可能である。	え れ、今後の動向を見ながらの判断が必要。	A 有料老人ホームの届出、報告徴収、立入調査については、市町村への権限移譲が望ましい。  老人福祉法、介護保険法の届出、認可、立入調査を一体で権限移譲すべきであり、広域的事業を展開する指導、情報共有のあり方がまだ不十分であること。等市町村等の意見を踏まえて、今回のリストから除外する。【移譲項目から除外】

No.	主な論点 内 容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A 役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
21	老人福祉(許 老人福祉法上の特別養護老人ホーム設置許可、居宅生活支援事 業の届出受理等の権限は介護保険と一体的なものであり移譲が適当。		A 老人福祉法上の特別養護老人ホーム設置許可、居宅生活支援事業の届出受理等については、介護保険事業所の指定等と同様に、市町村への権限移譲が望ましい。  老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の届出、認可、立入調査を一体で権限移譲すべきであり、社会福祉法に基づく指導事務が移譲されないことにより、一体的な対応ができなくなること。国においては、広域的に展開する事業者は、国の関与が検討されていること。広域的事業を展開する指導、情報共有のあり方がまだ不十分であること。等市町村等の意見を踏まえて、今回のリストから除外する。【移譲項目から除外】
22	老人福祉(報告徴収等) 老人福祉法上の特別養護老人ホーム等の指導監査の権限は介護保険と一体的なものであり移譲が適当。	<ul> <li>介護保険業務と一体で考えるべき。</li> <li>方向としては市町村で行うべきだが、指定事務と一体的。</li> <li>市町村への権限移譲は可能ではあるが、介護保険業務と一体と考えるべきであり、介護保険の事業者指定等の事務と同様の課題を検証しながら検討すべき。</li> <li>市町村と特別養護老人ホーム事業所は、老人福祉の向上のために種々の事業を協働により推進している関係にあることから、指導監査は第三者的性格を有する立場にある機関が担うべきであり、引き続き県が担当すべき。</li> <li>地域密着サービス施設において、隣接する市町村の考えが一致しないことによる利用者からの不満があるほか、広域施設である特別養護老人ホームや養護老人ホームの介護施設への移行などもあるので、広域的な視野に立った介護保険事業所の指定等は従来どおり振興局単位が望ましい。</li> <li>老人福祉法における特別養護老人ホームとしての指導監査より、介護保険法における介護老人保健施設としての指導監督項目が細部に渡るほか、重複する項目が多いことから、広域的な視野に立った介護保険事業所の指定等は従来どおり振興局単位で指導することが望ましい。</li> </ul>	A 老人福祉法上の特別養護老人ホーム等の指導監査については、介護保険の報告徴収及び質問と同様に、市町村への権限移譲が望ましい。  老人福祉法、介護保険法、社会福祉法の届出、認可、立入調査を一体で権限移譲すべきであり、社会福祉法に基づく指導事務が移譲されないことにより、一体的な対応ができなくなること。国においては、広域的に展開する事業者は、国の関与が検討されていること。広域的事業を展開する指導、情報共有のあり方がまだ不十分であること。等市町村等の意見を踏まえて、今回のリストから除外する。【移譲項目から除外】
23	<b>祉事業所指</b> るが、サービスの給付を市町村が中心となって行う制度に移行したことに伴い、指定から給付、審査までを一元的に市町村が行うことが望ましい。	<ul> <li>○ 障害者事業の指定及び指導についても、地域生活支援事業の関連もあるため、移行が望ましい。</li> <li>○ 住民に身近な市町村で実施した方がいい。</li> <li>● 事業者指定権限と指導監督権限をセットで考えるべき。</li> <li>● 利用者に対する給付や相談等の支援が市町村であり、事業者に対する許認可と指導監督が一体的に都道府県であるという位置づけが適当。事業者指定権限と指導監督権限は一体的。</li> <li>● 指導監督は専門知識等が必要であり、市町村でその業務を行える体制を整えることは難しく、県で行うことが、効率的。</li> <li>● 障害福祉サービスは広域で事業実施されており「相当規模の市」の定義が不明。</li> </ul>	A 中核市においては、社会福祉法人の許認可及び監督権を有するため、中核市のエリアを越えない社会福祉法人に係る事業者指定権限を移譲するほか、相当規模の市についても権限移譲を検討する。(本件は、専門知識と経験が求められる業務であり、県では広域振興局発足に際して、指導監査部門を集約しているものであることに鑑み、かかる体制を整えることのできる市を想定する必要があると思われる。)  社会福祉法人指導事務、介護保険事業者指定事務等との整合性を踏まえ、移譲対象から除外【移譲項目から除外】

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A 役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
24	特別障害者手 当	特別障害者手当については、福祉事務所を置く市町村の事務とされているため、町村の受給者においては、他制度との連携が芳しくない。		A 障害者施策等における支援の主体は市町村に移行しており、各種給付事業はほとんどを市町村が分担しているため、特別障害者手当の給付事務も町村において実施することにより、受給者の現状把握が適切に行われ、他制度との連携の下に的確な給付が可能となる。 ただし、生活保護制度と異なり、隣接市等への委託は認められていないので、町村において福祉事務所を設置することが前提となる。 【移譲項目に追加】
	療育等関係 (障害者相談 員の委嘱)		<ul><li>○ 障害者相談員の研修は県が実施することとし、委嘱については 移譲可。</li></ul>	A 対象者 (障害者) に身近な市町村から委嘱を受け、活動、報告等する ことで、相談案件の行政への連絡等、課題への対応が迅速、的確に行え る体制となる。 県内においては、特例条例に基き一部の市町村が、権限移譲を受けて いるので、これを拡大するよう努める。【既に移譲対象事務】
26	児童福祉	① 児童相談業務については、法律上の役割分担では市町村が実施し、そのうち専門的な知識・技術を要するものを県が応ずることとされているが、実態は県(児童相談所)が通常の相談にも応じている。	● 最近はネグレクト等の児童問題が出てきているが、市町村には 専門職員がいない。地元の矢巾町などを見ていると、どうしても 専門的な分野は弱いと感じる。そういう専門的な勉強ができない 段階で、移譲するには早いかなと感じる。それら、教育とか研修 とかである程度専門性がついてからの移譲の必要性を感じる。	AB 児童相談業務について、法制度上の役割分担に問題はないが、実態として市町村の対応力が低く体制が弱く機能不全の面があることから、この役割分担が機能するため、市町村の相談体制の確保、充実が課題である。
		② 保育士養成施設からの国への業務報告については、県で各養成施設の保育士資格取得状況等の取りまとめなどを行うのみであり、県の関与の度合いが低いものである。	特になし	D 保育士養成施設から国への業務報告について、児童福祉法施行令に規定されていることから、県を経由せず、直接国に報告するためには、当該事務廃止のために当該施行令の改正が必要 【国への制度改正要望に掲載】
		③ 認可外保育施設の指導事務については、地域における一体的な児童福祉行政の推進上、また自己完結性を高めるため、さらに利用者の身近なところでの指導事務が望ましい。	<ul> <li>○ 認可外保育施設の指導事務については、地域における一体的な児童福祉行政の推進上、また自己完結性を高めるため、さらに利用者の身近なところでの指導事務が望ましいため、市町村所管とすべき。</li> <li>● 認可外保育施設に対する指導事務については、通常の指導監督のほかに問題を有すると認められる場合の指導監督等の内容となっており、専門的なスキルも必要なことから、県が本来、処理すべき。</li> </ul>	A 認可外保育施設の指導事務については、現在6市町村に移譲しており、 移譲が可能であることから、今後も市町村の意向を踏まえ移譲を図る。 【既に移譲対象事務】
27	児童手当	児童手当の受給者への支給等に係る事務は、市町村が行う第1 号法定受託事務とされている。 市町村への児童手当の国庫交付金事務及び指導等事務について は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第179号)に基づく都道府県知事の同意に基づき、国に代 わって県が行っているが、国の通知により実施している支給状況 調査については、交付金や県負担金に関与しない公務員分の受給 者数まで国から求められており、法令上、全く根拠のない事務を 都道府県が行っている。	○ 保健分野と同様、各種手当や相談等について市町村が担当した ほうが利便性がいい。	D 事務実施の法的根拠の明確化。 法定受託事務とした場合の国における適切な予算措置が必要。 【国への制度改正要望に掲載】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 (下線は、市町村からの意見)	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、
28	児童扶養手当	児童扶養手当の認定・支給事務については、市部の住民は市において、町村の住民は県(振興局)において行なっており、町村では認定請求書及び各種届の受理と事実確認業務のみとなっている。	○ 町村への権限移譲で問題ない。	C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望  A 住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点及び母子家庭等への情報の提供による自立支援促進の観点等から、住民に身近な市町村で対応することが効果的・効率的である。 しかし、業務量、人員体制、電算システムの導入など人的、財政的課題など実施体制上の問題が大きいことから、現行どおりの対応とすることが適当。【移譲項目から除外】
	特別児童扶養 手当	障害者施策等における支援の主体は市町村にシフトしてきているが、特別児童扶養手当については、市町村の役割は認定や各種届を受理及び審査し、県に進達するのみである。		A 市町村によっては障害程度の審査を行う医師の確保が難しい場合があることから、従来どおり障害審査については県が嘱託医を委嘱する方法で行い、支給認定事務については市町村が行うのが望ましい。しかし、各市町村が事務を行うためのシステムを導入する必要があることから非効率。システム導入等の財政的課題解決が困難であることから、現行のとおりの対応が適当。【移譲項目から除外】
	母子・寡婦福 祉	母子福祉行政は、住民に密着している行政事務であり、現在でも市町村窓口の協力を得ながら事務を進めている状況であり、基本的には市町村に権限を移すことが適当と思われる。	<ul> <li>○ 社会福祉法、母子及び寡婦福祉法では、既に市福祉事務所で母子及び寡婦福祉業務を担うこととされている。</li> <li>● 母子寡婦福祉資金貸付けについては、借受者の転出等広域での移動を勘案すると現行どおり県で行うことが効率的である。</li> </ul>	A 自立支援に関する相談・就業支援業務は対住民サービスとして、各種相談業務と一環し市町村で対応することが効果的・効率的であり、町村部(市福祉事務所は実施済)への権限移譲が望ましいが、町村の実施体制上の課題があることから、現行のとおりの対応が適当。 一方、母子寡婦福祉資金貸付については、借受者の広域での転居・移動等による事務の煩雑化や非効率化を勘案し、現行どおりの対応が適当。なお、母子寡婦福祉資金貸付に係る申請書等書類の受理、通知書等の交付については、身近な市町村で行うことが適当。 【既に移譲対象事務】

## 各検討部会における各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
1	産業振興 (ものづくり)	問題点等は特になし。	<ul> <li>市町村が自ら産業振興策を行うのは当然としても、市町村だけでは限界があって、これまでも地方振興局と一体となって広域で進めてきており、地方振興局の役割は重要。</li> <li>工業(ものづくり)系の産業振興は、市町村だけでなく広域単位で行うのが一番良い。</li> <li>市町村への権限移譲を進める場合、地域の事業者に対する支援や、サービスの質とスピードの両面での向上が必要であり、県がこれらをバックアップするシステム等が必要ではないか。</li> </ul>	A 基本的にこれまでの役割分担に基づきながら、市町村、 及び県が連携しながら進めることが望ましい。
2	産業振興 (商業まちづ くり)	1 「選択と集中」の考え方に基づく新中心市街地活性化 法による国直轄支援制度への転換により、国、都道府県 及び市町村の連携体制(適切な役割分担、連携)が弱く なっている。 2 同様に、市町村への支援が限定され、地域(特に地方 小都市)によって、適切な活性化事業の推進に制約が生 じている。	崩壊しており、市町村でも商工団体でも、手詰まりの状況にある。 ・ 中心市街地活性化の基本計画の認定事務は、地域事情を理解している県や市町村に移譲することが考えられるが、現行の国の補助金等は継続が必要。 ・ 県が制定を予定している「大規模施設の立地誘導に関する条例」が機能し、	D 中心市街地活性化基本計画の国による認定事務は、廃止すべき。 (現行の国の補助金等は継続が必要)
3	中小企業振興	問題点等は特になし。	<ul> <li>経営(革新の)支援は、市町村だけでは難しく、国、県に加えて、いわて産業振興センターに集中して効率的に取組んできており、同センターの役割分担として、広域的な支援をしていくことを加える必要あり。</li> <li>同センターに限らず、広域的な支援機能を有する支援機関及び商工団体が広域的な支援の役割を担うことが必要。</li> </ul>	
4	観光	制が強化不足。	<ul> <li>○ 観光は、産業振興の中では、市町村が中心となって進めることが可能であり妥当ではないか。</li> <li>○ 小規模市町村においては、観光は、中小企業対策や中心市街地活性化等と一体的に取組む必要がある。</li> <li>○ 行政区域を意識せずに観光地を巡る観光客に対応するためには、市町村域を越えた広域観光の推進が重要であり、具体的には、広域的な観光(産業)振興戦略の策定、情報発信、誘客活動の実施については、市町村を中心としながら、広域振興局や地方振興局が、民間の観光関係業者等と一体となって取り組む必要がある。</li> <li>・ 平泉の世界遺産登録を機会に、平泉を中心とした広域的な岩手の観光資源の再発見とボトムアップのため、県の積極的なリードを望む</li> <li>・ 近い将来においては、都道府県レベルでの観光圏域相互、更には海外の諸地域との競争と連携を図り、自立的で活力ある圏域を目指すためにも道州制の実現が必要ではないか。</li> </ul>	A 基本的にこれまでの役割分担に基づきながら、市町村、 県及び民間が連携しながらが進めることが望ましい。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

# 各検討部会における各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
5	労働(労働)	<ul><li>1 権限と役割分担が一致していないため、県におけるサービスの提供が、情報の提供、情報の整理に偏っている。</li><li>2 また、労働行政に関する県の関与について、協力や連携などに留まっているため、労働相談における例に見られるように、多くの団体、機関で対応しながら、実際の解決に至らず、根本的な解決につながらないという不満となっている。</li></ul>	○ 労働関係は、県と市町村よりも、国と県の役割分担の解決が先ではないか。	D 労働行政全般について、国と県の二重行政が生じており、住民に身近な業務である労働基準行政、雇用均等行政、職業安定行政や、国が雇用対策の観点から実施している早期再就職を図るための離転職者訓練等の事務は県に移管すべき。
6	労働(職業安 定)	住民に身近な業務は地域で実施すべき。	● 合併市町村において、旧市町村の職業訓練協会がそのまま残っている場合、 包括的に施策を行うためには、同協会の広域化を検討すべきではないか。	
7		職業訓練実施団体が実施する職業訓練への参加者が減少しているため、当該団体の運営財源となる訓練参加費や 国、県からの補助金が減少し、当該団体の運営に苦慮している状況にあり、補助対象基準を充足しない訓練は見送られて団体運営が優先されることで、少数の訓練受講希望者の訓練受講機会が失われるという不利益を受けている事例がある。		
8	する法律、中	て権限移譲対象組合を「地区が一の市町村の域を超えない		A 市町村の区域を越えない組合については、市町村への 権限移譲を進めていく。
9		高度化事業計画に定められる事業は、計画の性格上及び過去の認定の実績から各市町村の区域内で実施されており、広域行政を担う県が事務を行うのは、市町村との役割分担を考えるうえで問題がある。	<ul> <li>関連する融資関係の事務は県が行なう必要がある(←貸付金の原資が国と県)ことから、市町村に権限を移譲した場合、窓口が増えることで企業側の負担が増えるため、県が中心となって事務を行った方がスムーズ。</li> <li>権限を移譲しても、県の融資が伴うもの等、市町村で事務が完結しないものは検討が必要。</li> <li>権限移譲により、サービスの利用者である、県民や事業者の手続きが分かりにくくなったり、煩雑になることは避ける必要がある。</li> </ul>	A 権限移譲をしても、市町村で事務が完結しないことから、基本的にこれまでの役割分担が望ましい。
10	商工会議所 法、商工会法	部の権限を持っているため、県から市町村へ権限移譲しても、設立認可の取消しの権限がないなど、中途半端な 移譲にしかならない。 2 県から市町村への権限移譲について、市町村の手挙げ 方式に拠っているため、移譲が進まない。	ような手立てが必要。 また、権限移譲により、商工会が市町村の下請け機関化してしまう危惧があ	A 関係機関との合意形成がなされる場合を除いて、基本的にこれまでどおりの役割分担が望ましい。

## 各検討部会における各行政分野における役割分担等の検討の状況【商工労働観光検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望)
			(理由:許認可権限の付与により、行政庁への従属性が強くなる恐れ。商工会議所法の運用が、まちまちになり、全国的に統一した水準の維持が困難になる。)  ● 現在は、市と商工会議所が対等な関係で事業を行っているが、県から市町村への権限移譲により、将来的に従属関係になる危険性がある。	
11	工場立地法、 工場立地の調 査等に関する 法律の一部を 改正する法律	問題点等は特になく、希望する市町村に対しては、今後 も権限移譲を進めていく方針。	○ 市町村への権限移譲は、 <b>企業側の手続きが地元で済む</b> メリットがあることから、移譲することが妥当。	A 基本的にこれまでどおりの役割分担に基づきながら、 希望する市町村に対しては、権限移譲を進めていく。
12	全体的な事項		<ul> <li>・ 産業振興施策は、県固有のもの、市町村固有のものがあり、それぞれの求める役割が自ずと異なることから、単に現場に近いから市町村に権限を移譲するのではなく、それぞれの役割を踏まえ、現実の中で最も効果が上がる仕組みを構築すべき。</li> <li>・ 市町村への権限移譲とは別に、県として産業振興施策の遂行上必要な場合に関与できる権限を留保しておくことが必要。</li> <li>・ 商工団体は、産業振興行政の一端を担っており、県や国の行政を遂行するにあったて不可欠の組織であることから、行政上必要な時には県の権限移譲を受ける仕組みにしておくことが必要。</li> <li>・ 市町村に商工団体の指導、商工業行政に係る権限移譲を行う場合は、十分な支援(人材・ノウハウ資金等)が必要。</li> <li>● 全般的な権限移譲に係る検討の方向は、移譲によって期待される効果と事務処理の効率性との整合という視点も基に定めることが必要であり、そのため、移譲権限を活用して産業等の地域振興に効果をあげた事例の紹介等の情報提供を県が積極的に行うことをお願いする。</li> </ul>	

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
1	農業振興(農地・交流)	【農業振興地域の整備に関する事務】 県農業振興地域整備基本方針及び市町村農業振興地域整備計画の協議・同意については、将来的には、国・県の関与をなくして、県・市町村で完結する仕組みが望ましいが、優良農地の確保や市町村の専門的知識を持った職員の育成・配置など態勢整備の課題があることから、慎重に検討していく必要がある。また、土地利用に関する他法令の取扱いとの整合性を図る必要がある。	○ 当面、農業振興地域整備計画の定期見直しや大規模開発案件などは、県への協議・同意を継続するとしても、 5 a 未満の一般住宅及び 10a 未満の農家住宅に係る農用地区域からの除外については、県への土地利用に与える影響が軽微であり、県への協議を省略すべき。	A 市町村農業振興地域整備計画の県への協議・同意については、継続する。 ※ 面積の如何を問わず、制度上必要とされている協議を省略することはできない。 ※ また、市町村農業振興地域整備計画は、農業の基盤である農用地の確保や農業生産基盤整備等の計画的な実施のため、農業以外の土地利用を規制する区域(農用地区域)を定めるものであり、一般住宅や農家住宅への除外を含めて、概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地(農用地区域)をゾーニングする重要な計画であることからも、県への協議・同意を継続する。
		農用地区域内の開発行為の許可は、市町村から権限移譲 の要望がなく、県内ではほとんど事例がないことから、引 き続き県が許可することが適当ではないか。	特になし。	A 農用地区域内の開発行為の許可は、引き続き県が許可 する。
2	農業振興 (農地·交 流)	【農地転用に関する事務】 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用の許可は、国への協議が義務付けられていること、また、国が 4 ha 超の農地転用の許可権限を有していることで、協議の回答や許可までに時間を要し、地域の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、廃止、移譲することが適当ではないか。	特になし。	D 農地法に基づく、2 ha 超 4 ha 以下の農地転用の国への事前協議は、協議の回答までに時間を要し、地域の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、廃止すること、また、農地法に基づく、4 ha 超の農地転用の許可権限は国が有しているが、地域の実情に応じた迅速な振興施策が講じられない場合があることから、県に移譲することを国に提案する。
		【農地転用に関する事務】 2 ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、4 ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げることが適当ではないか。	<ul> <li>● 現在、国では国の関与を強化する方向で検討中であり、慎重な取扱いが必要。</li> <li>○ 地域の実情に明るい市町村が転用の許認可を行うことは時代の流れであり、国の関与を廃止すべき。</li> <li>○ 一部市町村への移譲に止まっている課題を分析、その課題を解決した上で、全市町村へ同時に移譲すべき。</li> <li>○ 権限移譲に伴う県職員の確実な派遣。</li> </ul>	A 農地転用に関する事務のうち、2 ha 以下の農地転用の許可は、一部の市町村への移譲に止まっているが、市町村の主体的・自主的な取組みを促す観点から、希望する市町村へ順次事務を移譲するとともに、国から県への4 ha 超の農地転用許可権限の移譲を前提として、4 ha 以下の農地転用の許可まで、段階的に引き上げる。 ※ 市町村が転用許可権限の移譲を希望しない大きな理由として、転用許可にあたって、農業会議への諮問のため毎月職員の出席を要することがあると考えているが、このことには法律に定められている事項であり、22 年度までに改正することは、困難と考えている。 ※ 容譲する市町村へ順次移譲するとの方向であり、原案の修正を行わない。 ※ 移譲に伴う、市町村への技術的な支援を行うこととしている。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

## 各行政分野における役割分担等の検討の状況【農林水産検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
3	農業普及技術 (技術環境)	【エコファーマーの計画認定等に関する事務】 エコファーマーの認定事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に事務の移譲を拡大することが適当ではないか。	<ul> <li>○ 食の安全・安心にかかわる案件であり、地域がより有効な対策を考える上でも、地域の実情が良く分かっている市町村に権限があるべき。</li> <li>● 作物ごとに認定基準が異なり、専門性を要する。移譲を受けても県の指導が不可欠で手続きが煩雑、市民サービス向上など移譲のメリットが見えない。引き続き県で行うべき。</li> <li>○ 専門的な知識と技術を有する県による積極的な関与が継続的に必要である。</li> </ul>	A エコファーマーの認定に関する事務は、一部市町村への移譲に止まっているが、安全・安心な産地づくりなど市町村の農業振興施策と密接に関連することから、全市町村に事務の移譲を拡大する。 ※ 安全・安心な産地づくりを全県運動として推進することはもちろんのこと、産地づくりは、他産地との差別化など市町村の農業振興施策と密接に関連するものと認識しており、原案の修正は行わない。
4	農村計画 (団体指 導・国営)	【土地改良事業施行の認可等に関する事務】 市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地 改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっている が、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高め るとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する 市町村へ順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	<ul> <li>○ 市町村が権限移譲を受けて事務を行うメリットは、市町村、土地改良区ともにある。</li> <li>● 市町村の体制整備が大変ではないか。</li> </ul> ● 専門的知識を有し、申請の適否を判断する職員の常時	A 土地改良区、農協が行う土地改良事業計画認可等に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の施行認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村へ順次事務の移譲を進める。 ※ 希望する市町村へ順次移譲するとの方向であり、原案
			配置が困難。また、該当事案が少なく非効率。 ○ 農地転用とセットで県職員派遣を前提として移譲を受 ける。	<u>の修正を行わない。</u> なお、移譲に伴う、市町村への技術的な支援を行うこ ととしている。
5	農村建設 (農地整備)	【土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務】 市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地 改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に 止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の 自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点か ら、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが適当 ではないか。	<ul><li>○ 市町村が権限移譲を受けて事務を行うメリットは、市町村、土地改良区ともにある。</li><li>● 市町村の体制整備が大変ではないか。</li></ul>	A 土地改区等が行う土地改良事業に係る換地計画の認可等に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する土地改良区営、農協等営土地改良事業の換地計画の審査・認可は、一部の市への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の自主性を高めるとともに、事務処理の効率化を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。
			● 専門的知識を有し、申請の適否を判断する職員の常時 配置が困難。また、該当事案が少なく非効率。 ○ 農地転用とセットで県職員派遣を前提として移譲を受 ける。	※ 希望する市町村へ順次移譲するとの方向であり、原案 の修正を行わない。 なお、移譲に伴う、市町村への技術的な支援を行うこ ととしている。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

## 各行政分野における役割分担等の検討の状況【農林水産検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
6	森林保全 (保全・治 山)	【森林における開発行為に関する事務】 森林内での開発行為に関する事務のうち、市町村の区域 内で完結する10ha未満の許可事務、申請許可者への技術指 導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務に ついては、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域 市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整 を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防 止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を 進めることが適当ではないか。	<ul> <li>専門的な知識を有する職員が少ないこと、また、職員の人事異動による移譲事務の安定性に不安。</li> <li>市町村の規模により移譲後の県の支援方法等を検討する必要がある。</li> <li>県で行った方が効率的。森林土木技術に関する専門知識を有する職員配置は困難。移譲は市町村の実情を勘案すべき。</li> <li>人員体制・専門的な知識の観点から当面移譲を受けられない。左欄のスタンスに異存はない。</li> <li>農地転用とセットで県職員派遣を前提として移譲を受ける。</li> </ul>	A 森林内での開発行為に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する10ha未満の許可事務、申請許可者への技術指導、違法開発行為への監督処分・行政指導に関する事務については、一部の市町村への移譲に止まっているが、広域市町村合併の進展に伴い、市町村の土地開発計画との調整を図るとともに、適宜立入検査等を行い違反開発の未然防止に努める観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。 ※ 希望する市町村へ順次移譲するとの方向であり、原案の修正を行わない。 なお、移譲に伴う、市町村への技術的な支援を行うこととしている。
7	森林保全 (保全·治 山)	【保安林に関する事務】 保安林内での間伐に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務については、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進めることが適当ではないか。	<ul> <li>専門的な知識を有する職員が少ないこと、また、職員の人事異動による移譲事務の安定性に不安。</li> <li>市町村の規模により移譲後の県の支援方法等を検討する必要がある。</li> <li>人員体制・専門的な知識の観点から当面移譲を受けられない。左欄のスタンスに異存はない。</li> <li>農地転用とセットで県職員派遣を前提として移譲を受ける。</li> </ul>	A 保安林内での間伐に関する事務のうち、市町村の区域内で完結する保安林内における間伐届出に関する事務につていは、広域市町村合併の進展に伴い、市町村窓口での届出を可能とし、届出者の利便性の向上を図る観点から、希望する市町村に順次事務の移譲を進める。 ※ 希望する市町村へ順次移譲するとの方向であり、原案の修正を行わない。 なお、移譲に伴う、市町村への技術的な支援を行うこととしている。

※ 「検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

## 各行政分野における役割分担等の検討の状況【県土整備検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等 ( <u>下線は、市町村からの意見</u> )	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
1	道路事業	<ul> <li>・ 県道、市町村道の早急な見直しが出来ない場合の措置をどのようにするか。(「道路法第17条第2項」による移管等)</li> <li>・ 県としての支援方策はどこまで必要か?</li> </ul>		
2	河川事業	<ul> <li>一級河川においては、直轄管理、県管理、市町村管理があり、住民の立場から見れば管理者、役割分担がわかりにくいのではないか。</li> <li>現在、県が管理している河川(1,2級河川)を市町村が管理することは技術面、体制面において可能か?</li> <li>県の支援方策はどこまで必要か?</li> </ul>	<ul> <li>● 現在の県管理河川については、技術面・体制面から引き続き県が管理していくことが望ましいと考える。</li> <li>・ 市町村は準用河川のほかに河川法の対象外であるが普通河川の管理も実施している。</li> <li>● 国の関与については、河川管理が住民の安全確保に大きな関わりがあり、本来国が果たすべき役割であることから、ある程度やむを得ない。</li> </ul>	いった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現
3	砂防事業	<ul><li>・ 急傾斜地崩壊対策事業は受益範囲が限定されるものであり、避難体制の整備と併せて市町村が担うことが望ましいのではないか。</li><li>・ 技術面、体制面で市町村の対応が可能か。</li><li>・ 県としての支援方策はどこまで必要か?</li></ul>	<ul> <li>● 自然災害から国民の生命・財産を守る観点から、従来通りの役割分担が妥当。</li> <li>● 市町村への移譲となれば、財政状況や管理体制等を勘案すると大きな混乱が予想される。技術面、体制面でも困難。</li> <li>○ 警戒避難体制は市町村が構築するものであり、土砂法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査も市町村へ移譲すべき。</li> <li>● 土砂警戒区域等の指定については始まったばかりであり、指定率がある程度上昇するまでは、県の指導が必要。</li> </ul>	住民の生命・財産の保護といった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現在の役割分担を継続。 A 急傾斜地対策については、砂防・地すべりと比較した場合、受益範囲が限定されるなど市町村対応が望ましいとの意見もあるが、技術面・体制面から現時点で対応は困難。
4	海岸事業	<ul><li>現在、県が管理している海岸保全施設を市町村が管理することは技術面、体制面において可能か?</li><li>県としての支援方策はどこまで必要か?</li></ul>	<ul> <li>■ 国民の安全、安心を守る視点から、国において果たすべき役割であり、従来とおり管理すべき。</li> <li>○ 海岸保全施設は、国・県・市町村とも同一レベルでの施設整備、維持管理が出来るよう国において必要な財源措置を講じるとともに、住民の視点に立った窓口の一本化を図るべき。</li> </ul>	いった観点から適切な役割分担となっており、基本的に現 在の役割分担を継続。
5	都市計画事業	<ul> <li>【事業】</li> <li>・ 同一市町村内で完結するエリア内の国、県道も含めた街路事業などは市町村が実施することの可否。</li> <li>【手続き】</li> <li>・ 県によるチェックの必要性はあるか?</li> <li>・ 必要な場合その範囲は?</li> </ul>	<ul> <li>市町村内で完結するエリア内の国・県道を含めた街路事業等は市町村ということではなく、あくまで道路管理者が行うべき。(道路法17条第2項による移管を考えるべき)</li> <li>・税等の財源がセットで移譲できれば市町村で実施することで検討可能。</li> <li>都市計画の多くの権限が市町村にあるが、市町村の考え方に差があり、県下の統一的な都市計画を図るには、一定のチェックは必要。</li> <li>・一定のチェックは必要と思われるがあくまでも市町村の考え方が優先されるべき</li> <li>・市町村長の責任で都市計画決定するに当り、都道府県知事への協議、同意の過程を廃止すべき (⇒法律改正が必要)</li> </ul>	す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。
6	下水道事業	<ul><li>・ 現状の役割分担の問題点は何か?</li><li>・ 県と市町村の二重行政となっている事項があるか。</li><li>・ 是正が必要な県の市町村への関与はあるか。</li></ul>	特になし。	A 地域づくりや住民生活に密着した分野であり、法律の許す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

## 各行政分野における役割分担等の検討の状況【県土整備検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
7	住宅対策事業	<ul><li>住宅行政において県が担う「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」は何か?</li><li>基本的施策については、県が人的支援、財政的支援を行いながら、市町村が行うことが出来ないか?</li></ul>	<ul> <li>バリアフリーや耐震診断などの公営住宅に共通した課題に対する技術的指導等は県が担う「広域的事務」。</li> <li>「連絡調整事務」は県の住生活基本計画の達成に向けた市町村との連絡調整や補助金関係事務の調整事務。</li> <li>「補完事務」とは、公営住宅が市町村だけでは需要に十分応えられない場合に供給すること、市町村の住宅供給に対するインセンティブ付与。</li> <li>国の基準等によりニーズに応じた住宅整備が出来ない。</li> <li>公営住宅においては、県と市町村で同じ入居希望者に対して住宅供給を行う仕組みとなっており、その点で二重行政。</li> <li>県の役割分担を法律上明確に位置づけるべき。</li> </ul>	す限り、本来市町村がその事務を担うことが望ましい。 AB 公営住宅整備においては市町村と県で整備主体の区分があいまいな状況にある。 D 公営住宅等の整備や入居者の基準は、一律の基準を国が定めているが、地域の特性を踏まえた受託政策を実施するためには、国が最低限の基準を示しつつも地方の裁量によ
8	港湾事業	・ 地域の交通やまちづくりの観点から、基本的には市町村(一部事務組合、港務局を含む)が総合的に管理すべきか。	<ul> <li>まちづくりの観点もさることながら、港湾には物流拠点という最も重要な役割があり、この観点での検討が優先されるべき。</li> <li>「重要港湾」と「地方港湾」とでは規模や役割も違う。その観点での検討も必要。</li> <li>規模や役割が違うからこそ、県が一体的に管理し、それぞれの港湾の利活用や役割分担を考えるべき。</li> </ul>	A 「重要港湾」(久慈、宮古、釜石、大船渡)は「県の物流拠点」としての性格が強く、その面からの利活用を考える上で、県がその役割を担うべき。 A 「地方港湾」(八木、小本)については、「地域の交通やまちづくり」の観点から、市町村の役割を主体とする考えもある。

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等	検討の方向  ( A 役割分担、B 県と市町村の二重行政の解消、				
【第	【第1回部会結果】テーマ:学校教育分野における県、市町村、学校の役割分担はどうあるべきか。							
1	学校教育(義務)	学校教育(義務)における県や市町村、学校の役割分担を考える場合の基本的視点は何か。	<ul> <li>県や市町村は、「現場でできるものは任せて、できないものをサポートする」という柔軟なスタンスで、学校ではできない部分をサポートするのが良い。</li> <li>県も市町村も学校強化を第一に考え、学校経営をサポートするのがスタート。子どもに最も身近な学校が主体的に経営ができることが大事であり、学校ではできないことをサポートしていく仕組みが良い。</li> <li>今までの上意下達の管理型の教育行政から脱却し、現場からの経営に転換する必要があるのではないか。</li> </ul>					
2	学校教育(義務)	学校教育(義務)における県の果たすべき 役割はあるか。あるとすればその役割は何か。	<ul> <li>県は、岩手の産業や地域の特性などを踏まえた教育のあり方、ビジョンなどを示し、市町村や学校は、その中から地域や学校の状況に応じて選択できることが望ましい。</li> <li>どこまで出すかの判断は難しいが、県の大きいビジョンは必要。ただし、市町村や学校独自の方針や課題もあるので、それとの整合性も取らなければならない。</li> <li>国と市町村の間の盾となり、市町村や学校が独自性のある学校経営を行ううえで支障となる制度の国との調整なども県の役割の一つではないか。</li> </ul>	A 学校教育(義務)についての、県の果たすべき役割について検討。				
3	学校教育 (義務)	学校教育(義務)において、県の役割があるとすれば、当該役割に係る県の施策形成への市町村の参画、関与の仕組みは必要ないか。	に感じてしまうので、現状や課題を共有することが大事ではないか。	A 学校教育 (義務) における県の施策への市町村の参画、 関与の仕組みについて検討。				
【第	【第2回部会結果】テーマ:①学校強化を第一に考え、学校が主体的に経営できるようにしていくという観点から指導主事等の役割はどうあるべきか。 ②全体会議で提起された人事権の移譲等について、どう考えるか。							

4	学校教育	指導主事の役割や配置などのあり方は今後	・ 指導主事は本県の学力向上などに大きく寄与してきた。全市町村に配置し	A 指導主事の役割やあり方について、引き続き検討。
	(義務)	どうあるべきか。	ているのは本県だけであり、これを継続すべきである。	なお、全体会議で提起された教育事務所のあり方につ
			・ ただし、指導主事を配置する基準は、学校数や児童・生徒数等により柔軟	いては、指導主事のあり方の検討や、振興局再編の方向
			に設定すべきである。	等を踏まえて検討。
			・ 指導主事には各教科の専門性を活かした指導・助言という本来業務に専念	
			してほしい反面、教育行政と学校をつなぐ重要な役割も担ってもらっている。	
			今後は学校経営まで指導・助言できる指導主事も必要ではないか。	
			・ 県には、市町村の配置だけでは足りない部分を補完するために、広域単位 で支援する役割が望ましい。	
			・ 校長は教員の資質向上を図り、指導主事は特定教科を専門的に支援するな	
			ど、校長と指導主事の役割分担を明確にする必要があるのではないか。	
			・ 計画的な指導・助言は、学校への押し付けにならないよう配慮が必要であ	
			るが、県や市町村の重点方針に沿った指導・助言も必要ではないか。	
<u> </u>				

## 各行政分野における役割分担等の検討の状況【教育検討部会】

No.	主な論点	内容	検討部会における意見等	検討の方向  (A役割分担、B県と市町村の二重行政の解消、 C県の市町村への関与の是正、D国への制度改正要望
5	学校務)	市町村立学校県費負担教職員の人事権について、移譲の必要性等はあるか。	<ul> <li>・ 人事権を持つためには、財政面などで一定規模が市町村自体にないと難しいのではないか。</li> <li>● 今の制度の中でも、地域独自の教育を推進することは可能ではないか。</li> <li>● 人事権を持ちたくても、人口減少により学校統合が進む中では、採用しても将来の保証ができないと考えている市町村は多いのではないか。</li> <li>・ 例えば、県費負担は維持しながら、エリアを区切って、エリア内の市町村が共同で採用から人事・育成まで行う仕組みであれば、市町村や教員の意欲も高まるのではないか。</li> <li>● 管内出身の教員の絶対数が少ないので、エリア単位となっても、人事管理の負担が増えるだけではないか。</li> <li>● 全県交流で優秀な人材が来てくれるおかげで、学力のアップ等にもつながっている。移譲となれば、研修等についての財源的な問題もある。</li> <li>・ ただし、全県交流では、教員が週末は地元に帰ってしまい、地域行事等に参加してもらえないという地域からの不満の声はある。</li> <li>● 地域別人事は地域格差を広げてしまうのではないか。教育は機会均等であるべきであり、教員は県が人材を確保し、全県にくまなく配置するべきではないか。</li> <li>・ また、個性ある教育を推進するために、5年以上長く配置してほしい。</li> </ul>	A 市町村立学校県費負担教職員の人事権の移譲について、引き続き検討。
6	学校教育 (義務)	教育委員会の必置規制について		

<sup>※ 「</sup>検討部会における意見等」欄について、移譲等に積極的な意見に○印、反対意見又は検討課題等に関する意見には●印を付している。